

### 3 組織及び業務運営の合理化・効率化

#### (1) 空港出張所の業務の効率化等

勧告	図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>気象庁は、航空機の利用に供するための気象等の予報、警報、観測及びその成果の発表を行うため、航空地方气象台（4 官署）及び航空測候所（6 官署）を設置している。また、航空地方气象台及び航空測候所には、その下部組織として、それぞれの管内に所在する空港に、空港出張所（43 官署・職員数 258 人（平成 21 年 4 月 1 日現在））を設置している。</p> <p>空港出張所では、従前は当該空港出張所が所在する空港に係る航空気象予報業務、航空気象観測業務（以下「観測業務」という。）、航空気象解説業務（以下「解説業務」という。）等を行っていたが、平成 18 年度に航空気象予報業務が上部機関の航空地方气象台又は航空測候所に集約されたことに伴い、現在では、観測業務及び解説業務が主な業務となっている。</p> <p>また、気象庁は、離島へき地にある空港に関する航空気象業務の整備を目的として、当該空港の観測業務を地方公共団体等に委託して行うため、これに要する施設として航空気象観測所を設置している。航空気象観測所の多くは、空港出張所を廃止して設置されたものである。空港出張所が行っていた観測業務については、地方公共団体等に委託されその航空気象観測所が行い、空港出張所が行っていた解説業務については、当該航空気象観測所の基地気象官署（航空地方气象台、航空測候所又は空港出張所）（注）が行っており、当該航空気象観測所に気象庁職員は配置されていない。</p> <p>（注）「基地気象官署」とは、航空気象観測所業務の管理監督を行う気象官署をいう。</p> <p><b>【現状及び問題点等】</b></p> <p><b>ア 空港出張所の廃止の推進</b></p> <p>気象庁における空港出張所の廃止状況、空港出張所における業務の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 空港出張所の廃止状況</b></p> <p>航空気象観測所及び空港出張所の数を平成 12 年度以降の 10 年間についてみると、航空気象観測所が 11 施設増加（12 年度の 17 施設が 21 年度で 28 施設）、空港出張所が 9 官署減少（12 年度の 52 官署が 21 年度で 43 官署）している。</p> <p>気象庁は、航空機の離着陸回数が少ないなど利用実績が低調な空港等のうち航空管制官及び航空管制運航情報官を配置して行う航空管制業務を国土交通省航空局が取りやめた空港を対象として、空港出張所を廃止し、航空気象観測所を設置することとしている。</p> <p>一方、航空機の着陸回数（平成 19 年実績）について、航空気象観測所</p>	<p>表 3-(1)-① 表 3-(1)-②</p> <p>表 3-(1)-③</p> <p>表 3-(1)-④</p>

<p>が設置されている空港と空港出張所が設置されている空港とを比較すると、前者の中で定期便が就航している空港のうち着陸回数が最も多い沖永良部空港よりも、着陸回数が少ない空港出張所設置の空港が 10 空港ある。</p>	
<p><b>(イ) 空港出張所の体制</b></p>	
<p>気象庁組織細則（昭和 31 年気象庁達第 4 号）第 95 条の 2 及び第 99 条の 8 に基づき、空港出張所には、所長のほか、現業班（航空気象の観測等の業務を所掌）、航空気象解説官（航空気象に関する予報及び警報等の解説業務を所掌）及び技術専門官（現業班の事務の整理業務を所掌）を配置することとされている。その職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在、43 空港出張所に 258 人であり、1 空港出張所当たり 4 人から 11 人（平均 6 人）となっている。</p>	<p>表 3-(1)-⑤ 表 3-(1)-⑥ 表 3-(1)-⑦</p>
<p>今回調査した 10 空港出張所における観測業務及び解説業務の職員の従事状況をみると、所長、現業班、航空気象解説官及び技術専門官の全員で観測業務及び解説業務を分担していた。</p>	<p>表 3-(1)-⑧ 表 3-(1)-⑨</p>
<p><b>(ウ) 観測業務</b></p>	
<p>観測業務は、次の理由から、地方公共団体又は民間事業者への委託が可能である。</p>	
<p>① 観測データの配信の自動化</p> <p>空港出張所における観測の実施方法をみると、風向、風速、気温、気圧等は器械による自動観測、視程、天気、大気現象、雲量等は目視による観測であり、これらの観測データは、いずれもオンラインにより当該空港の航空交通業務機関（航空局管制室）、空港管理者、運航管理者（航空会社）等に自動配信されるとともに、当該空港以外の航空交通業務機関や運航管理者等にも配信されているなど、観測データの配信の自動化が進展している。</p>	<p>表 3-(1)-⑩</p>
<p>② 観測業務に従事する職員に対する研修の実施</p> <p>気象庁は、航空気象観測所において観測業務を地方公共団体等に委託するに当たって、観測業務に従事する当該地方公共団体等の職員に対し、委託開始前に航空気象観測の実施方法や観測機器の保守管理の方法等について研修を実施している。また、委託開始後も定期的（年 1 回）に同様の研修を実施し、空港における的確な観測の確保に努めることとしている。空港出張所の廃止後も的確な研修の実施を確保すれば、円滑な観測業務の遂行が可能である。</p>	
<p>③ 観測業務の委託先の確保</p> <p>航空気象観測所 28 施設における観測業務の委託先をみると、地方公共団体 26、民間事業者 2 となっている。民間事業者に委託している 2 航空気象観測所（紋別及び大館能代）については、いずれも一般競争入札により委託先を選定している。その入札参加資格要件には気象観測に関</p>	<p>表 3-(1)-⑪</p>

する業務経験等を付しておらず、また、大館能代航空気象観測所の競争入札への参加者数も3社となっているなど、観測業務の委託先の確保は可能である。

#### (エ) 解説業務

解説業務は、次の理由から、航空地方気象台又は航空測候所における対応が可能である。

##### ① 解説業務に使用する気象情報の共有

空港出張所において解説業務に使用する気象情報は、いずれも航空地方気象台及び航空測候所においても共有されているものであることから、航空地方気象台等において空港出張所が所在する空港に関する気象情報を入手し、これらの情報に基づき解説業務を行うことは可能である。

表3-(1)-⑫

##### ② 解説業務の実施方法

解説業務の実施方法について、平成20年度に実績のあった9空港出張所を調査したところ、電話による解説が大半となっている空港出張所（山形92.8%、神戸89.1%、旭川83.7%）がある。また、調査した3航空気象観測所が設置されている空港（紋別、大館能代及び屋久島）の管理者、運航管理者等関係者に対する航空気象解説については、いずれも当該航空気象観測所の基地気象官署が電話又はファクシミリで行っている。

表3-(1)-⑬

このように、空港出張所における解説業務にあっては、電話又はファクシミリで行うことに特段の支障はみられない。

表3-(1)-⑭

なお、上記の9空港出張所における航空気象解説の1日当たりの実施回数（平成20年度実績）を算出すると、最小は0.6回、最大は3.3回、平均は1.5回となる。

表3-(1)-⑮

#### イ 観測業務に従事する職員に対する的確な研修の実施

気象庁は、空港出張所を廃止し当該空港の観測業務を地方公共団体等に委託するに当たって、的確な観測を確保するため、観測業務に従事する当該地方公共団体等の職員に対し、観測の実施方法、観測機器の保守管理の方法等を内容とした座学研修及び実技研修を航空地方気象台等が行うこととし、その研修は、委託の開始前に行うほか開始後も毎年度行うこととしている。

しかし、平成18年度以降に観測業務の委託を開始した8航空気象観測所（壱岐、福井、三宅島、屋久島、沖良部、紋別、大館能代及び石見）について、観測業務に従事する委託先の職員に対する研修の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 観測業務に従事する職員のうちの一部に対して研修を実施していないため、気象庁職員による実技指導をもって研修に代えている（2施設）。

② 気象庁は、委託開始前に行うべき研修の研修項目及び研修期間につい

<p>て、平成 21 年 3 月以降に観測業務の委託を開始した航空気象観測所に対しては一定の基準を定めている。</p> <p>しかし、委託開始後の研修については、その項目や期間等に関して基準等は定めておらず、また、研修を実施する航空地方气象台等に対する指導も行っていない。このため、委託開始後の研修の平成 21 年度の実施状況を見ると、i) 座学研修の延べ時間が最長 22 時間 30 分に対し最短 12 時間 40 分、ii) 実技研修の延べ時間が最長 14 時間に対し最短 1 時間 30 分となっているなどの差が生じている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、国土交通省は、空港出張所業務の効率化及び要員の効率的配置の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 空港出張所における観測業務の外部委託及び解説業務の航空地方气象台等への集約により、航空関係者に対する適切な気象情報の提供が確保されることを前提として、空港出張所を順次航空気象観測所に移行すること。</p> <p>② 観測業務の外部委託に当たっては、その的確な実施を確保するため、委託先の職員に対する研修の実施基準を策定すること。また、航空地方气象台等に当該基準に基づく研修の実施を指示すること。</p>	<p>表 3-(1)-⑩</p> <p>表 3-(1)-⑪</p>
---	-----------------------------------

表3-1-① 航空気象観測所の設置に関する規程

航空気象観測所の設置及び運用について(通達)(抜粋)(昭和52年12月14日付け気航第254号)
<p>離島へき地空港に関する航空気象業務の整備を目的として、当該空港の気象の観測を地方公共団体等に委託して行うため、これに要する施設として、航空気象観測所を設置する。</p> <p>航空気象観測所の設置位置、運用方法等は、下記のとおりとするので措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 航空気象観測所の設置位置及び名称は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2. 航空気象観測所において行う観測業務及び関係気象官署の行う業務は、当分の間、別紙の定めるところによる。</p> <p>3. 前項の業務は、航空気象観測所の整備完了時点から開始するものとする。 (別表及び別紙は、略)</p>

表3-1-② 航空気象観測業務の委託状況

航空気象観測所名	空港管理者	委託観測開始時期	観測業務委託先	観測業務の委託経緯
伊江島	沖縄県	昭和53年1月1日	伊江村	空港開設時から委託
多良間	沖縄県	53年3月7日	多良間村	空港開設時から委託
与論	鹿児島県	53年4月1日	与論町	空港開設時から委託
波照間	沖縄県	53年4月6日	竹富町	空港開設時から委託
礼文	北海道	53年4月24日	北海道	空港開設時から委託
北大東	沖縄県	53年6月30日	北大東村	空港開設時から委託
栗国	沖縄県	53年7月6日	栗国村	空港開設時から委託
喜界	鹿児島県	55年10月1日	喜界町	空港開設時から委託
上五島	長崎県	56年10月1日	新上五島町	空港開設時から委託
小値賀	長崎県	60年12月20日	小値賀町	空港開設時から委託
新島	東京都	62年7月2日	東京都	空港開設時から委託
神津島	東京都	平成4年7月1日	東京都	空港開設時から委託
慶良間	沖縄県	6年11月10日	座間味村	空港開設時から委託
佐渡	新潟県	8年4月1日	新潟県	空港出張所廃止
南大東	沖縄県	9年7月20日	南大東村	空港分室廃止
奥尻	北海道	11年3月1日	北海道	空港出張所廃止
利尻	北海道	11年3月1日	北海道	空港出張所廃止
徳之島	鹿児島県	15年3月1日	天城町	空港出張所廃止
隠岐	島根県	16年3月1日	島根県	空港分室廃止
与那国	沖縄県	18年3月1日	与那国町	空港分室廃止
壱岐	長崎県	18年4月1日	長崎県	空港出張所廃止
福井	福井県	19年3月1日	福井県	空港出張所廃止
三宅島	東京都	19年3月1日	東京都	空港分室廃止
屋久島	鹿児島県	20年10月1日	屋久島町	測候所廃止

沖永良部	鹿児島県	20年10月1日	和泊町	測候所廃止
紋別	北海道	21年3月1日	民間事業者	空港分室廃止
大館能代	秋田県	21年4月1日	民間事業者	空港出張所廃止
石見	島根県	21年4月1日	島根県	空港出張所廃止

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成21年4月1日現在である。

表3-(1)-③ 空港出張所及び航空気象観測所の設置数及び職員数の推移 (単位:官署、人、施設)

官署等別		年度	平成					
		12	16	17	18	19	20	21
空港出張所	官署数	52	52	53	50	48	46	43
	職員数	348	350	353	287	274	262	258
航空気象観測所	施設数	17	19	20	23	23	26	28

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 航空気象観測所には、気象庁の職員を配置していない。  
3 各年度末現在の状況である。ただし、平成12年度は13年1月1日現在、21年度は4月1日現在である。

表3-1-④ 空港別の着陸回数（平成19年実績） （単位：回）

空港名	官署名（航空気象観測所）	着陸回数（うち国際便）
稚内	稚内空港出張所	1,494 (5)
種子島	種子島空港出張所	1,887 (0)
中標津	中標津空港出張所	1,962 (7)
能登	能登空港出張所	1,968 (57)
下地島	下地島空港出張所	2,158 (0)
八丈島	八丈島空港出張所	2,451 (0)
久米島	久米島空港出張所	2,511 (0)
鳥取	鳥取空港出張所	2,516 (7)
庄内	庄内空港出張所	2,574 (3)
福江	福江空港出張所	2,598 (0)
沖永良部	沖永良部航空気象観測所	2,700 (0)
南紀白浜	南紀白浜空港出張所	3,390 (0)
山口宇部	山口宇部空港出張所	3,584 (21)
山形	山形空港出張所	3,613 (2)
対馬	対馬空港出張所	3,765 (0)
花巻	花巻空港出張所	4,153 (61)
佐賀	佐賀空港出張所	4,391 (38)
旭川	旭川空港出張所	4,886 (344)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 着陸回数が5,000回未満の空港について作成した。  
 3 沖永良部空港は、航空気象観測所が置かれている定期便就航の空港の中で着陸回数が最多のものである。

表3-1-⑤ 空港出張所の職名別所掌事務

職名別	所掌事務
所長	空港出張所の統括業務
現業班	航空気象の観測及びその整理に関すること。航空気象情報に関すること。気象通信に関すること。
航空気象解説官	所長の命を受け、航空気象に関する予報、警報等の解説に関する事務をつかさどる。
技術専門官	所長の定めるところにより、現業班の事務を整理する。

- (注) 1 気象庁の資料に基づき当省が作成した。  
 2 現業班は、一般職員及び技術主任で構成されている。

表3-1-⑥ 職員数別空港出張所数（平成21年4月1日現在） （単位：官署）

区分	職員数							
	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
空港出張所数	2	10	23	5	2	0	0	1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成21年4月1日現在、空港出張所43官署に258人の職員が配置されており、1官署当たりの平均職員数は6人である。

表3-1-⑦ 調査対象空港出張所の体制（平成21年4月1日現在）

（単位：人）

官署名	職員数	内訳				空港運用時間
		所長	現業班	航空気象 解説官	技術専門 官	
旭川空港出張所	6	1	3	1	1	08:00～21:00
山形空港出張所	5	1	2	1	1	08:00～19:30
新潟空港出張所	7	1	0	2	4	07:30～20:30
八丈島空港出張所	5	1	2	1	1	08:00～18:00
静岡空港出張所	5	1	2	1	1	08:30～20:00
神戸空港出張所	6	1	3	1	1	07:00～22:00
鳥取空港出張所	6	1	3	1	1	07:00～21:30
高松空港出張所	6	1	3	1	1	07:30～21:30
佐賀空港出張所	8	1	5	1	1	00:30～04:30 06:30～21:00
石垣空港出張所	7	1	3	2	1	08:00～21:00

（注）当省の調査結果による。

表3-1-⑧ 空港出張所における気象観測業務及び気象解説業務への従事状況の例

調査対象とした空港出張所（10官署）では、いずれも、所長、現業班、航空気象解説官及び技術専門官がローテーションにより、気象観測業務と気象解説業務の両方を担当している。

佐賀空港出張所の状況を例示すると、次のとおりである。

佐賀空港の航空保安業務提供時間は、「0時30分から4時30分まで」及び「6時30分から21時まで」の計18時間30分である。

佐賀空港出張所の職員数は、所長1人、技術専門官1人、航空気象解説官1人及び現業班5人の計8人である。

同空港出張所では、所長を除く7人全員が解説業務及び観測業務のいずれにも従事している。職員の勤務割りは、49日間で1周期として計画されており、平成21年7月4日から8月21日までの49日間における勤務計画をみると、次表のとおり、所長を除く7人が、それぞれ解説業務を13回、延べ113時間、観測業務を21回、延べ150時間30分、事務日勤を1回、7時間45分従事することとされ、官職とは関係なく解説業務と観測業務を分担している。

佐賀空港出張所職員の勤務時間計画（単位：回、時間）

職名別	職員	業務の種類別勤務回数（延べ時間）			
		解説業務	観測業務	事務日勤	計
現業班	a	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
	b	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
	c	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
	d	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
	e	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
航空気象解説官	f	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
技術専門官	g	13 (113:00)	21 (150:30)	1 (7:45)	35 (271:15)
所長	h	7 (54:15)	—	28 (217:00)	35 (271:15)
計	8(人)	98 (845:15)	147 (1,053:30)	35 (271:15)	280 (2,170:00)

（注）当省の調査結果による。



表 3 - (1) - ⑨ 空港出張所における航空気象解説の実施状況（平成 20 年度実績）（単位：回、％）

空港出張所名 解説実施回数等		神戸	高松	佐賀	石垣	合計
		航空気象解説実施回数	552 (100.0)	456 (100.0)	856 (100.0)	222 (100.0)
実施者 別内訳	航空気象解説官	138 (25.0)	76 (16.7)	116 (13.6)	87 (39.2)	417 (20.0)
	航空気象解説官 以外の職員	414 (75.0)	380 (83.3)	740 (86.4)	135 (60.8)	1,669 (80.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( ) 内は、構成比である。  
 3 航空気象解説の実施担当者別の実施回数が把握できた 4 空港出張所について計上した。

表 3 - (1) - ⑩ 観測データの配信方法及び配信先

区分	配信方法及び配信先
器械による自動 観測データ	航空交通業務機関（航空局管制室）、空港管理者及び運航管理者（航空会社）等にリアルタイムで自動配信されるとともに、気象情報伝送処理システム（アデス）（平成 19 年度整備）を経由して自空港以外の航空交通業務機関や運航管理者等に自動配信される。
目視による観測 データ	観測結果は、航空気象観測システム（AMOS）の端末に入力され、航空交通業務機関（航空局管制室）、空港管理者及び運航管理者（航空会社）等に配信されるとともに、気象情報伝送処理システム（アデス）（平成 19 年度整備）を経由して自空港以外の航空交通業務機関や運航管理者等に配信される。

(注) 当省の調査結果による。

表3- (1) - ⑪ 航空気象観測所における観測業務の委託状況

(単位：団体)

委託先		委託方法	競争入札への参加資格要件
地方公共団体	都道府県	11	—
	市町村	15	
	小計	26	
民間事業者	A社 (第三セクター)	1	1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 3) 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一規格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者。 4) 札幌管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
	B社 (気象関係事業者)	1	
	小計	2	
計	28	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成21年4月1日現在である。

表3- (1) - ⑫ 空港出張所の気象解説業務に使用している主な気象情報・資料等

情報・資料等名	情報・資料等の入手方法
全国航空気象指示報、地域航空気象指示報、地方気象指示報、実況・予想天気図、各種数値予報・ガイダンス資料、運航用飛行場予報(TAF)等	気象情報伝送処理システム(アデス)で配信されており、航空地方気象台等での入手が可能

(注) 当省の調査結果による。

表3-1-⑬ 空港出張所における気象解説の実施状況（平成20年度実績）（単位：回、％）

空港出張所名	実施回数	実施方法	
		電話による解説	対面による説明
旭川	423 (100.0)	354 (83.7)	69 (16.3)
山形	1,221 (100.0)	1,133 (92.8)	88 (7.2)
新潟	429 (100.0)	93 (21.7)	336 (78.3)
八丈島	471 (100.0)	50 (10.6)	421 (89.4)
神戸	552 (100.0)	492 (89.1)	60 (10.9)
鳥取	292 (100.0)	223 (76.4)	69 (23.6)
高松	456 (100.0)	222 (48.7)	234 (51.3)
佐賀	856 (100.0)	159 (18.6)	697 (81.4)
石垣	222 (100.0)	29 (13.1)	193 (86.9)
合計（9官署）	4,922 (100.0)	2,755 (56.0)	2,167 (44.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象10空港出張所のうち静岡空港出張所は、平成21年6月からの開設のため、本表には計上していない。  
 3 ( )内は、構成比である。

表3-1-⑭ 基地気象官署における気象解説の実施状況（平成21年7月実績）（単位：回）

基地気象官署名	航空気象観測所を設置している空港	気象解説の実施回数	気象解説の実施方法
新千歳航空測候所	紋別	31	ファクシミリ
仙台航空測候所	大館能代	31	電話
鹿児島航空測候所	屋久島	1	電話

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 気象解説の実績があり、かつ、空港別の実施回数が把握できた空港について計上した。

表3-1-⑮ 空港出張所における1日当たりの気象解説の実施回数（平成20年度実績）

（単位：回）

空港出張所名	気象解説の実施回数（年間）	1日当たりの実施回数
	a	a / 365日
旭川	423	1.2
山形	1,221	3.3
新潟	429	1.2
八丈島	471	1.3
神戸	552	1.5
鳥取	292	0.8
高松	456	1.2
佐賀	856	2.3
石垣	222	0.6
9空港出張所の平均	547	1.5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象10空港出張所のうち静岡空港出張所は、平成21年6月からの開設のため、本表には計上していない。

表 3 - (1) - ⑯ 航空気象観測所（観測業務担当）職員に対する研修を実施していない事例

航空気象観測所名	観測業務委託年月日	研修実施官署	研修が未実施の状況
紋別	平成 21 年 3 月 1 日	新千歳航空測候所	委託開始後の研修（平成 21 年 10 月 27 日～29 日実施）において、観測業務を担当する 4 人のうち 2 人が研修（実技研修及び座学研修）を実施していないため、駐在の気象庁職員による実技指導をもって研修に代えている。
沖永良部	20 年 10 月 1 日	奄美空港出張所	委託開始前の研修（平成 20 年 7 月 7 日～31 日に実施）において、観測担当者の 4 人のうち 1 人が実技研修を実施していないため、委託開始後に、気象庁職員による実技指導をもって研修に代えている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 18 年度以降に観測業務を委託した空港の航空気象観測所について計上した。

表 3 - (1) - ⑰ 航空気象観測所における研修の実施状況

航空気象観測所名		壱岐	福井	三宅島	屋久島	沖永良部	紋別	大館能代	石見
研修実施官署		福岡航空測候所	東京航空地方気象台	東京航空地方気象台	鹿児島航空測候所	奄美空港出張所	新千歳航空測候所	仙台航空測候所	大阪航空測候所
研修区分等									
観測業務の委託開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日	19 年 3 月 1 日	19 年 3 月 1 日	20 年 10 月 1 日	20 年 10 月 1 日	21 年 3 月 1 日	21 年 4 月 1 日	21 年 4 月 1 日
委託開始前の研修	座学	研修実日数 5 日	6 日	9 日	3 日	7 日	4 日	8 日	5 日
	実技	研修延べ時間 24 時間	33 時間	44 時間	14 時間 10 分	19 時間 10 分	19 時間 10 分	33 時間	27 時間
委託開始後の研修	座学	研修実日数 5 日	4 日	4 日	3 日	5 日	3 日	4 日	5 日
	実技	研修延べ時間 6 時間 30 分	5 時間	8 時間	13 時間 20 分	8 時間 20 分	124 時間 30 分	122 時間	124 時間
	座学	研修実日数 5 日	2 日	2 日	1 日	2 日	1 日	2 日	3 日
	実技	研修延べ時間 14 時間	3 時間	3 時間	6 時間 50 分	5 時間 20 分	1 時間 30 分	8 時間	10 時間 30 分

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 18 年度以降に気象観測業務を委託した航空気象観測所について計上した。

3 「委託開始後の研修」は、平成 21 年度実績である。

4 屋久島航空気象観測所は、平成 21 年度に、研修対象者を 2 班に分けて各班 1 回ずつ研修を実施している。本表には、研修対象者がより多い第 1 回目の研修実績について計上している。